

# 法律家からの助言

## 新型コロナウイルス禍を巡って

徳島弁護士会 業務改革  
委員会副委員長



矢田 茂明

今回は、新型コロナウイルス感染症に備えた中小企業の事業継続に向けた留意点や資金援助についてお話しします。事業継続のために重要なことは、感染防止策と併せて、運転資金を切らさないことです。資金繰り表を作成し、最悪の場合にいつまで運転資金が持つか把握しましょう。事前に事業継続計画を立て、実務的な課題を検討しておくことも有益です。取引に支障が生じた場合

中小企業の事業継続・資金援助

の責任について、取引先との契約がある場合は契約条項に従って判断します。不可抗力による免責条項がある場合、新型コロナウイルスの拡大が未曾有の事態であるため免責が認められる可能性があります。契約のない場合は民法が適用されますが、落ち度がない場合は法的責任を負わなくて済む可能性もあります。下請け事業者には責任がないにも関わらず、親事業者が発注済みの仕事の納品を断ったり下請け代金の減額を求めたりすることは、下請法に違反する可能性があります。親事業者からの無理な要求が改善されない場合、中小企業庁の設置しているフリーダイヤル（下請けかけこみ寺）などの相談

④

## 経営相談窓口 活用を

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 ☎0570(073)567。日弁連ホームページでは24時間申し込める。

窓口も利用できます。新型コロナウイルスに関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催できない場合でも、法務省が示した解釈によれば、その状況が解消された後合理的な期間内に開催すれば足りません。売上げの減少で資金繰りが厳しい場合、国の中小企業金融相談窓口、県よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所などが設けている経営相談窓口の活用をお勧めします。政府系融資には、新型コロナウイルス特別貸付、危機対応融資、特別利子補給制度、マル経融資などがあります。また政府は、本年度の補正予算成立を前提として、特に厳しい状況にある事業者に対する持続化給付金制度の創設を発表しています。徳島県も、セーフティネット資金、経済変動対策資金、経営安定借換資金、企業応援

給付金といった支援制度を設けています。支援策については、最新の情報を入力してください。借り入れの返済が困難な場合、担当金融機関への相談をお勧めします。金融庁も、金融機関に事業者を積極的に支援するように要請していますので、資金供給、融資条件の変更等に応じてもらえる可能性もあります。また全国銀行協会は、新型コロナウイルスの影響で期日までに支払えない手形・小切手も不渡り扱いしないよう各地の銀行協会や金融機関に通知するとされています。テナント賃料が払えない場合は、貸主に相談し賃料の猶予等を求めることをお勧めします。国土交通省も、不動産関連団体を通じて、新型コロナウイルスの影響で支払いが困難な場合、賃料の支払い猶予などの柔軟な措置を要請しています。また同省は、ビル賃貸事業者が新型コロナウイルスで経営に影響を受けた入居者の賃料を減免・猶予した場合、国税や社会保険料などの納付を1年間猶予すると発表しています。